

埼玉県新河岸川産業廃棄物処理推進委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 新河岸川改修予定地に投棄されていた産業廃棄物を適正に処理・処分することを目的として、埼玉県新河岸川産業廃棄物処理推進委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、新河岸川産業廃棄物処理技術調査検討委員会から報告された処理方針等に基づき、新河岸川産業廃棄物の迅速かつ適切な処理に関する事務を所掌する。

(委員会の構成)

第3条 委員会に、委員長、副委員長及び委員を置く。

2 委員長は、県土整備部長の職にある者をもって充てる。

3 副委員長は、県土整備部副部長の職にある者をもって充てる。

4 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議)

第4条 会議は、委員長が召集し、主宰する。

2 委員長は、必要に応じ関係者の出席を求めることができるものとする。

3 委員長に事故ある時は、副委員長がその職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、委員会が設置された日から始まり、委員会の設置目的が達成され委員会が解散した日をもって終わる。

(庶務担当課)

第6条 委員会の庶務は、県土整備部河川砂防課において処理する。

(作業部会)

第7条 委員会に、別表第2に掲げる課所に所属する職員で構成する作業部会を置く。

2 作業部会の構成及び運営については、別に定める。

(技術検討委員会)

第8条 新河岸川産業廃棄物の処理に関して専門・技術的な知見を得るため、委員会に学識者で構成する技術検討委員会を置く。

2 技術検討委員会の構成及び運営については、別に定める。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付則

この要綱は、平成3年8月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成14年1月11日から施行する。

付則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、令和3年7月21日から施行する。